

# 公益社団法人 全国火薬類保安協会

## 平成 29 年度事業報告

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

### I. はじめに

平成 29 年の火薬類の事故は 58 件発生し、死者 1 名、負傷者 26 名で、その内訳は、製造中が 1 件、消費中が 53 件（産業火薬 6 件、煙火 30 件、がんぐ煙火 17 件）、その他 4 件であった。事故件数は昨年（66 件）に比べ減少したが、負傷者数は横ばいで推移している。また、産業火薬消費中の事故としては 8 年ぶりに飛石による死亡事故（1 名死亡）が発生した。

### II. 事業内容

#### 1. 火薬類の手帳制度事業

(1) 平成 29 年度の講習受講者数は、合計 18,303 人であった。詳細は、表-1 のとおり。また、新規の保安手帳及び取扱従事者手帳を 2,957 人に交付した。詳細は表-1 及び表-2 を参照。

表-1 平成 29 年度の講習受講者数

区 分	計 画(人)	受 講 者(人)	達 成 率(%)
保安手帳再教育講習	1,000 (1,000)	916 (1,011)	91.6 (101.1)
保安手帳所持者保安教育講習	10,000 (9,400)	13,692 (10,052)	136.9 (116.9)
従事者手帳関係保安教育講習	3,000 (3,100)	3,695 (3,578)	123.1 (115.4)
合 計	14,000 (13,500)	18,303 (14,641)	130.7 (108.5)

注：（）は前年

表－２ 平成２９年度の新規保安手帳等交付数

区 分	交付数（人）
保 安 手 帳	2, 3 6 7 ( 2, 3 8 8 )
従 事 者 手 帳	5 9 0 ( 5 9 8 )
合 計	2, 9 5 7 ( 2, 9 8 6 )

注：（ ）は前年

## （２）講習に係る運営事務

講習会の開催計画の周知、受講記録、手帳交付者の登録等の事務を適確に実施するとともに、運営事務の効率化を進めるにあたって、電子メール、ホームページ等を利用した情報交換・提供を積極的に実施した。また、昨年１２月より、全火協登録講師に適時情報を発信するため、講師向け（地方協会も閲覧可能）のポータルサイトを開設し活用していただいている。

## （３）全火協登録講師の選任

４６都道府県協会の推薦に基づき、７月２６日に講習広報委員会を開催し、推薦された候補者全員が登録講師として承認された。任期は平成２９年１０月１日から平成３１年９月３０日である。

## ２．保安施策振興対策事業

本年度も都道府県火薬類保安協会が実施する巡回指導及び保安教育用機器等の購入に対する支援を、効率的な運用に配慮しつつ実施した。

また、保安教育講習のCPDS（継続学習制度）学習プログラム申請者への補助制度を実施し、平成２９年度に補助した保安協会は２１団体、CPDS登録開催回数は１８７回となった。

## ３．火薬学セミナー等の実施

火薬学セミナーを、平成２９年８月１日（火）～８月４日（金）の４日間開催し、１９名が受講した。

## ４．広報、出版事業

### （１）「火薬と保安」誌の発行

火薬類の保安に関する唯一の専門誌である「火薬と保安」を平成２９年７月及び平成３０年１月に発行した。

## (2) 全火協弘報の発行

広報紙「全火協弘報」については、保安関連事項、法令改正事項、講習会開催情報のほか、時事的情報等を含めた最新情報を適期に提供するため、毎月発行した。

## (3) ホームページの活用

本協会の業務及び財務に関する資料、講習会の案内、資格試験の案内、資格試験の合格者、事故情報を掲載するなど、ホームページの内容の充実を図り、火薬類の保安に携わる方等に役立つ情報を提供した。

## (4) 資格試験過去問題集、火薬類取締法の要点等の発行・頒布

平成29年4月に「過去問の解答と解説（平成29年度版）」を発行するとともに、「煙火の製造と保安」及び「火薬類取締法の要点」等を頒布した。

「煙火の製造と保安」については、その初版発行から約12年を経過したことから、内容を全面的に見直すことを目的に「改訂版編集委員会」を設け、改訂作業を進めた（改訂版の発行は平成30年4月予定。）。

## 5. 資格試験等事業

本年度の火薬類製造保安責任者試験（甲種及び乙種）の出願者は193名で、前年度比9.4%の減少となった。試験は平成29年11月6日（月）、7日（火）の両日に実施した。

また、火薬類取扱保安責任者試験（甲種及び乙種）及び丙種火薬類製造保安責任者試験の出願者は5,016名で、前年度比4.2%の増加となった。試験は全国47都道府県49会場で、平成29年9月3日（日）に実施した。

## 6. 火薬類保安協会全国会議の開催

平成29年6月1日（木）に、都道府県火薬類保安協会と火薬類の手帳制度及び資格試験等に関する事務連絡、報告等についての意見交換を実施した。

さらに、翌日には、前年の全国会議以降に都道府県協会に入社された職員を対象に、手帳制度研修会を実施し、8名の参加者があった。

## 7. 委託事業

### 7.1 経済産業省からの委託事業

#### (1) 火薬類事故防止対策事業

学識経験者及び関係者等から構成される事故防止対策委員会において、平成29年（1月～12月）に発生した事故について、原因究明、再発防止対策の検討を実施した。

また、火薬類の事故の再発防止を図るため、産業火薬の消費中に発生した事故について、事故発生県の協会のご協力をいただき4件の発破事故調査を実施した。

#### (2) 火薬類爆発影響低減化技術基準検討事業

火薬庫の保安距離などの見直しに資する爆発影響低減化を研究する中で、本年度は昨年に続き地中式火薬庫の庫口方向に対する角度に応じた保安距離に関する技術基準を策定するための実証実験を行い、また昨年と同様に火薬類の威力評価に関する実験を併せて実施し、データを取得した。

(平成29年10月10日(火)～10月24日(火)に、北海道：陸上自衛隊矢白別演習場で実施。)

### (3) 火薬類国際化対策事業

火薬類の保安に関する国連会議において我が国の意見を反映させるとともに、海外における火薬類の保安に係わる技術基準の動向等に関する情報を収集するため、専門家を平成29年7月3日～7月12日及び平成29年11月27日～12月8日の間、スイスのジュネーブで開催された国連会議に派遣した。

### (4) 火薬類製造保安責任者免状の交付事業

製造保安責任者免状(甲種及び乙種)の新規交付35件、書換え1件、合計36件に係わる交付事務を実施した。

### (5) 火薬類取締法技術基準見直しに係る調査事業

火薬類取締法技術基準のスマート化(性能規定化)に資するため、製造の技術基準(省令)に関する例示基準案の策定、移動式製造設備の技術基準(省令)に関する見直し案の策定、貯蔵技術基準(省令)に関する見直し案の策定及び例示基準の評価方法について、それぞれ学識経験者及び関係者で構成する委員会を設け、例示基準案、見直し案の策定等を行った。

## 7. 2 府、県からの委託事業

火薬類取扱保安責任者免状の交付事業について、岩手県、長野県、神奈川県、富山県、大阪府、鳥取県、高知県及び熊本県からの委託を受けて火薬類取扱保安責任者(甲種及び乙種)免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状の新規交付465件、再交付35件及び書換え9件、合計509件に係る交付事務を実施した。

## 8. 火薬類の国際化対応

関係業界の協力を得て「火薬類国際化対応委員会」を4回開催し、同委員会において国連の「危険物輸送並びに化学品の分類及び表示の世界的調和システムに関する専門家委員会」及び「IGUS(\*)」等で検討される内容について、我が国としての対処方針の検討、策定を実施した。

また、IGUSのEOS会合会議(\*)へ平成29年4月24日～25日(レイスウェイク(オランダ))、EPP会合(\*)へ平成29年4月17日～21日;西安(中国))へ、専門家を派遣した。

併せて、国連の委員会及びIGUSの会合終了後、会議内容等の報告を行った。

IGUS:International Group of Experts on the Explosion Risks of

## Unstable Substances

不安定物質についての挙動に関する世界各国の研究者の組織

EPP:Explosives, Propellants and Pyrotechnics

爆発性物質、推進薬及び火工品

EOS:Energetic and Oxidizing Substances

エネルギー物質と酸化性物質

### 9. その他

#### (1) 一般社団法人日本海事検定協会関連

一般社団法人日本海事検定協会の危険物等海上輸送国際基準検討委員会等の関連部門に、引き続き委員を派遣した。

#### (2) J I S の改正、確認等

① 経済産業省が進めている火薬類取締法技術基準の性能規定化の一環として、J I S 「K 4 8 3 2 火薬類の盗難防止設備の要求事項」の改正案を検討作成し、平成 3 0 年 3 月 2 0 日（改正）に日本規格協会から発行された。

② 現在の「火薬類の安定度試験方法」では試験紙の入手が困難な状況となっていることから、新しい安定度試験方法の検討を、国立研究開発法人産業技術総合研究所、日本火薬工業会と弊協会の三者で進めた（2 か年計画）。J I S 「K 4 8 1 0 火薬類性能試験方法」の改正案を検討作成した。また、「J I S K 4 8 2 2 火薬類安定度試験用試薬類」の改正案を検討作成し、平成 2 9 年 8 月 2 1 日に改正が行われた。それにより同日、該当する経済産業省告示が改正された。

③ J I S 制定後 5 年毎に J I S の見直し（改正又は廃止の必要がないか等）を行うこととされており、見直し期限が到来した J I S （4 件）について一般財団法人日本規格協会から調査依頼があり、関係者の協力を得て見直しを行なった。4 件いずれも改正、廃止を必要としないことを確認した。

#### (3) 火薬類危害予防の標語の選定

平成 3 0 年度から使用する「火薬類危害予防の標語」の募集を会員（都道府県協会の会員を含む。）に行ったところ 6 5 0 作品の応募があり、講習弘報委員会（7 月 2 6 日開催）において選考審査を行い、入選 1 2 作品、佳作 5 作品を選定した。

入選作品は、1 年に 2 作品を標語として印刷し、会員、都道府県火薬担当者等へ配布する。

### III. 総会、理事会の開催状況

#### 【総 会】

##### (1) 第 1 0 回総会（定時）

開催年月日：平成 2 9 年 6 月 1 5 日（木）午後 3 時 3 0 分～4 時 2 0 分

開催場所：アルカディア市ヶ谷 伊吹の間（東京都千代田区九段北 4-2-25）

出席会員数：97 会員（正会員数 113 会員）

議事

(1) 報告事項

平成28年度事業報告に関する件

(2) 決議事項

第1号議案 平成28年度貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認に関する件

第2号議案 役員を選任に関する件

(2) 第11回総会（臨時）

開催年月日：平成30年3月27日（火）午後2時～2時50分

開催場所：銀座ブロッサム中央会館マーガレット（東京都中央区銀座 2-15-6）

出席会員数：94 会員（正会員 113 会員）

議事

(1) 決議事項

第1号議案 平成30年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件

【理事会】

(1) 第18回理事会

開催日時：平成29年5月30日（火）午後1時30分～2時50分

開催場所：銀座ブロッサム中央会館 ジャスミン（東京都中央区銀座 2-15-6）

出席理事：13名（理事総数16名）

出席監事：1名（監事総数2名）

決議事項

第1号議案 第10回総会（定時）の招集に関する件

第2号議案 平成28年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認に関する件

第3号議案 役員候補者の推薦に関する件

(2) 第19回理事会

開催日時：平成29年6月15日（木）午後4時25分～4時40分

開催場所：アルカディア市ヶ谷 貴船の間（東京都千代田区九段北 4-2-25）

出席理事：15名（理事総数16名）

出席監事：2名（監事総数2名）

決議事項

第1号議案 会長（代表理事）の選定に関する件

第2号議案 副会長（代表理事）の選定に関する件

第3号議案 専務理事（業務執行理事）の選定に関する件

第4号議案 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときの副会長の順序に関する件

(3) 第20回理事会

開催日時：平成29年11月2日（木）午後1時30分～2時50分  
開催場所：アルカディア市ヶ谷 白根の間（東京都千代田区九段北4-2-25）  
出席理事：10名（理事総数19名）  
出席監事：2名（監事総数2名）  
報告事項：

- (1) 平成29年度事業中間報告、中間決算
- (2) 会長等の業務執行報告
- (3) 火薬類取締法施行規則の性能規定化に伴う評価体制の構築について

(3) 第21回理事会

開催日時：平成30年3月12日（月）午後1時30分～2時40分  
開催場所：銀座ブロッサム中央会館 ジャスミン（東京都中央区銀座2-15-6）  
出席理事：14名（理事総数19名）  
出席監事：1名（監事総数2名）  
決議事項

- 第1号議案 第11回総会（臨時）の招集に関する件  
第2号議案 平成30年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件  
第3号議案 資金運用計画の承認に関する件  
第4号議案 平成30年度常勤役員報酬の支給及び報酬額の同意に関する件

報告事項：

- (1) 会長等の業務執行報告

IV. 会員数（平成30年3月31日現在）

区 分	会員数
正会員	
都道府県火薬類保安協会	45
団体	12
建設業	19
火薬類製造業	29
火薬類販売業	8
小 計	113
賛助会員	1
合 計	114

## 平成29年度 事業報告の附属明細書

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

平成30年 6月

公益社団法人 全国火薬類保安協会

